

各民間保育所園長様

川崎市こども未来局  
保育事業部保育第1課長**令和4年度民間保育所子どものための教育・保育給付費等の年度末に向けた  
請求事務の取扱いについて（通知）**

日ごろから、本市の保育事業の推進に御理解と御協力をいただきありがとうございます。  
さて、標記給付費等の年度末に向けた請求事務の取扱いについては、請求期間も残りわずかとなってきたところですが、**公定価格について、人事院勧告に伴う国家公務員の給与改定の内容に準じた保育士等の待遇改善（+2.1%）を行うため、令和5年2月に改定されました（令和4年4月から遡及して適用）。**

また、令和4年4月から9月までの、令和3年人事院勧告に伴う公定価格の減額分（人件費▲0.9%）に対応するものとして、**保育士等処遇改善臨時特例事業における「国家公務員給与改定部分」の補助を受けた施設に対し、3月請求において減額調整を行うための改定も併せてされました。**

当該価格改定に伴う調整とともに、年度末の円滑な請求・支払事務のため、次のとおり取扱うことといたします。

**1 公定価格の改定について**

今回の公定価格の改定については、令和4年4月から遡及して適用されることとなります。これに伴い、本市では当該価格改定に係る請求ソフトのアップデートを速やかに実施し、**令和5年4月及び5月請求において、それぞれ6カ月分ずつ遡及して新単価で追加請求いただく**ことを想定しております。

また、**「国家公務員給与改定部分」の補助に係る減額調整については、令和5年4月請求分において、3月の追加請求分として請求いただく**ことを想定しております。

**2 追加分の請求について**

令和4年度の給付費等の請求期間は、本市の出納整理期間である令和5年5月までとなります。上記、公定価格の改定に伴う全月分の追加払やその他未精算・未請求分の追加払等を限られた期間で円滑に処理するため、次の表のとおり、請求の分散化等を図りたいと思いますので、御理解・御協力をお願いいたします。

請求年月	請求上の留意点
令和5年3月	<p>◎現在請求ソフトのアップデートを準備中であり、3月上旬から中旬までに完成させるため、<b>ひとまず従来の単価で請求</b>してください。</p> <p>◎<b>処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲについて、10月～2月の追加請求について、3月に請求</b>してください。</p> <p>◎4月～2月分の追加請求について未請求分がある施設は、<b>可能な限り3月に請求</b>してください。</p>

	<p>◎<u>歯科検診事業費、保育必要量や入退所日の誤り等の請求・調整がある施設についても、可能な限り3月に請求</u>してください。</p> <p>◎<u>処遇改善等加算Ⅱについては、順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第請求</u>してください。</p> <p>◎<u>3月加算については、順次認定の上、通知書を発出しますので、通知書が届き次第請求</u>してください。ただし、<u>地域活動事業費については、4月請求</u>としてください。</p>
令和5年4月	<p>◎<u>公定価格の改定に伴う全月分の追加払について、請求の分散化を図るため、4～8月分及び3月分について請求</u>してください。</p> <p>◎<u>「国家公務員給与改定部分」の補助に係る減額調整について、3月の追加請求分として請求</u>してください。</p> <p>◎本市の認定を受けた<u>地域活動事業費については、4月の請求</u>としてください。</p> <p>◎4月～3月分の追加請求について、各種認定通知等が届いている施設は、<u>必ず4月に請求</u>してください。</p>
令和5年5月	<p>◎<u>公定価格の改定に伴う全月分の追加払について、9～2月分について請求</u>してください。</p>

※また、各請求年月とも通常どおり20日払と25日払により、処理を行うものとしませんが、現在、20日払に支払いが集中していることから、御協力いただける施設等は、その旨、御一報いただき25日払分としての請求をお願いいたします。

### 3 その他の留意事項について

年度末の請求において、留意が必要な事項について、次の点が想定されますので、御確認ください。

- (1) 処遇改善等加算Ⅲ及び市処遇改善等加算Ⅲの請求について、請求ソフト上において、施設マスタに加算情報を入力する必要があります。詳しい操作については、別添マニュアルを御確認ください。
- (2) 延長保育費について、当初請求時には、土曜実施「有」として請求している施設のうち、実績では土曜実施「無」となり、追加請求時に減額となっている施設があります。3月当初請求分について同様に請求を行うと、4月請求時に過払分を戻入納付していただくこととなり、市・園共に大きな事務負担が発生します。3月請求においては、3月分の延長保育費は極力請求せずに4月請求としていただくか、請求する場合でも、土曜実施「無」とするなど、過大な請求とならないよう御協力をお願いします。
- (3) 産休・病休が有給である施設のうち、各月の雇用状況報告書上で、産休・病休取得者がおり、かつ、市の加配職員を含めた配置基準上の人数を超えた常勤並み以上の職員配置がある施設において、毎年、代替職員雇用費の請求ができるにもかかわらず、未請求の施設がありますので、お心当たりの施設は、各担当まで御相談ください。

(保育第1課企画・指導担当)

電話 044-200-2662